事業協同組合及び協業組合にあっては、当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事実績を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合（500万円未満の工事は除く。）は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

ウ　配置予定技術者にあっては、第一次審査資料の提出期限日以前３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

なお、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合には、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなすこととし、また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

また、次に掲げる通達に該当する配置予定技術者にあっては、当該通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合、又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は、入札に参加できない。なお、当該要件に適合しない者を配置予定技術者として配置していることが確認された場合は契約を解除する。

・建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成13年５月30日付け国総建第155号）

・官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）（平成28年３月24日付け国土建第483号）

・親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）（平成28年５月31日付け国土建第119号）

・持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）（平成28年12月19日付け国土建第357号）

エ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了を有する者であること。

オ　建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

カ　上記アからエまでについて確認できる書類を添付すること。添付がされない場合は、入札に参加できないことがある。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸③に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、以下の全ての要件を満たさなければならない。

①　中国地方整備局における令和７・８年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

②　平成22年４月１日以降本件の公告日までに、以下に示す条件を満足する同種工事の工事監督を支援、又は自ら工事監督を行った実績を有すること。

・供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事

⑹　維持管理企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸④に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、以下の①から③までの全ての要件を満たさなければならない。ただし、点検業務のみを実施する者は以下の①及び②の要件を満たせばよいものとし、補修業務のみを実施する者は以下の③の要件を満たせばよいものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせばよいものとする。

①　中国地方整備局における令和７・８年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

②　平成22年４月１日以降本件の申請書提出期限日までに完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。

③　中国地方整備局における令和７・８年度「アスファルト舗装工事」又は「維持修繕工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること。

⑺　その他企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる業務以外を実施する企業の参加資格要件は、２⑵による。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は入札書及び事業計画書（以下「事業提案」という。）をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、⑵によって得られる内容点と価格点を合計した数値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑵　入札参加者からの事業提案を入札説明書に添付する事業者選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

①　内容点評価の基本的概念としては、要求水準を満たしていることが前提となるため、事業提案がより優れていると認められるものは、その程度に応じて得点（最高点700点）を付与する。

②　最低入札価格を当該応募者の入札価格で除した数値に得点を乗じた価格点（最高点300点）を付与する。

⑶　上記⑴において、総合評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎２号館　国土交通省中国地方整備局総務部契約課　電話：082―221―9231（内線2526）
Mail：saka-pfi@cgr.mlit.go.jp
なお、入札説明書等の内容について電話による直接回答は行わない。

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　令和７年９月３日から令和７年12月９日まで。国土交通省中国地方整備局ホームページ（https://www.cgr.mlit.go.jp）にて交付する。なお、入札説明書については、上記４⑴で書面により交付する。

⑶　第一次審査資料（参加表明書及び競争参加資格確認申請書）の提出期間、場所及び方法
令和７年９月29日から令和７年10月10日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日、10時00分から17時00分まで。提出場所は上記４⑴に同じ。なお、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下、「郵送」の記載では全て同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下、「託送」の記載では全て同様。）により提出すること。なお、電送（ファクシミリ）によるものは本項目も含め、全ての提出書類において受け付けない。

⑷　第二次審査資料（入札書含む）の提出期限、場所及び提出方法　令和７年12月10日までの休日を除く毎日、10時00分から17時00分まで。
提出場所は上記４⑴に同じ。なお、持参、郵送又は託送により提出すること。

⑸　開札の日時及び場所　令和８年２月10日13時30分　広島県広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎２号館　中国地方整備局総務部契約課入札室

５　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除する。